

# 新規・開業資金

制度名	市町村提携創業保証 「創」	小口零細企業保証 「グロース」	商工団体提携保証 「輪（りん）」証貸	県制度 創業者支援資金
対象者	対象市町村に住所を有する法人又は個人であって、新たに事業を開始する具体的計画を有する方、事業を開始して5年未満の方	小規模事業者であって、一般的な事業資金が早急に必要な方	一般的な事業資金が早急に必要な方	新たに事業を開始する計画を有する方、実質的に創業者に準ずるものとみなされ、創業のための資金を必要とする方
貸付限度額	500万円	2,000万円 ※ ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内。	1,000万円 ※ ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で5,000万円の範囲内。また、本制度の残高がある場合は、その残高と合わせて1,000万円の範囲内。	<b>運転資金：3,000万円</b> <b>設備資金：5,000万円</b> ※ ただし、創業関連保証を受ける場合は創業関連保証の既保証残高との合算で3,500万円の範囲内。
保証期間	10年以内	一括返済：1年以内 分割返済：10年以内	一括返済：1年以内 分割返済：10年以内	運転資金：10年以内 設備資金：12年以内
返済方法	分割返済(1年以内の据置可)	一括返済 分割返済(1年以内の据置可)	一括返済 分割返済(1年以内の据置可)	分割返済(2年以内の据置可)
貸付利率	年1.55%（固定）	金融機関所定利率	年1.95%（固定）	<b>責任共有：年1.35%（固定）</b> <b>責任共有外：年1.20%（固定）</b>
借入時の保証料率	<b>事業者負担ゼロ</b> ※ 借入時の保証料は、対象市町村及び保証協会の負担により事業者負担はかかりません。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用することで生じる信用保証料の上乗せ部分、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については事業者負担となります。	責任共有外：年0.50～2.20%	責任共有：年0.30～1.75%	責任共有：年0.20～1.30% 責任共有外：年0.20～0.71%
担保	不要	原則、不要	不要	必要に応じ徴求